



こどものための発達支援

障がい児通所支援

児童福祉法に基づくサービスです！

こどもの自信を育み、豊かな人生を送るための基盤となる自己肯定感！

自己肯定感の高いこどもは自分のことを大切に思い、周囲からも大切にされていると感じるため、失敗よりも成功を強く意識し前向きにチャレンジしたり、壁にぶつかっても立ち向かうことができるといわれています。

発達の遅れや偏りが見られるおこさまの場合、失敗体験が多くなり、自己肯定感が低くなりがちです。

早期から個々の発達や特性に合わせた支援を受け、自己肯定感をいっしょに丁寧に育みましょう。

児童発達支援

放課後等デイサービス

居宅訪問型児童発達支援

保育所等訪問支援

天草市役所 福祉課

〒863-8631

天草市東浜町 8-1

TEL 0969-32-6071

FAX 0969-22-0577

メール

shogaifukushi@city.amakusa.lg.jp

発行 令和8年6月

対象児

サービスを利用できる児は、身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童（発達障がいを含む）、難病等（障害者総合支援法に定められた疾病）の児童とされています。

子どもの場合は、診断名や障がい者手帳がなくても、発達支援の必要性が認められたものはサービスを利用することができます。

但し、難病等を理由にサービスを利用する場合は、診断書か特定疾患医療受給者証が必要です。

障がい児通所支援の種類

		サービスの概要	サービス種別ごとの対象児
通所系	児童発達支援	事業所に通所し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、集団生活への適応のための支援など 又はこれに併せて治療を行う	主に未就学児 ※高校に在籍していない18歳未満児も対象 ※治療については、肢体不自由があり、理学療法士等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な児
	放課後等デイサービス	事業所に通所し、授業の終了後又は休校日に、生活能力の向上のための必要な支援、社会との交流促進などの支援を行う	小学校、中学校、高校、専修学校、各種学校に就学している児
訪問系	居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援を行う	重度の障がいの状態にあり、児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な児
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、児に対して、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援（本人への支援や支援者への助言）等を行う	保育園、幼稚園、認定子ども園、小学校、特別支援学校、乳児院、児童養護施設、その他市町村が認めた施設で集団生活を営む児

利用できるサービスを年齢でみると

未就学児	小学生	中学生	高校生（注）
児童発達支援	放課後等デイサービス		
居宅訪問型児童発達支援			
保育所等訪問支援			

※高校に在籍していない18歳未満児は児童発達支援の対象となります。

■ 天草市・天草郡の障がい児通所支援事業所

事業所名 (法人名)	所在地 電話番号	指定障がい児通所支援の種類			重症心身 障がい児 対象
		児童 発達支援	放課後等 デイサー ビス	保育所等 訪問支援	
天草圏域児童発達支援センター すくすく園 (社会福祉法人 天草市社会福祉協議会)	〒863-0043 天草市亀場町亀川1886-2 0969-23-7049	●	●	●	
地域療育支援事業所 第2はまゆう療育園 (社会福祉法人 慈永会)	〒863-0033 天草市東町28-20 0969-22-6864	●			
		●	●		●
放課後等デイサービス事業所 ステップバイステップ (特定非営利活動法人 ステップバイステップ)	〒863-0023 天草市中央新町14番11号 0969-22-6507		●		
おひさま (NPO法人ワークショップ ひなたぼっこ)	〒863-1901 天草市牛深町2039番地2 0969-77-8013	●	●		
リハトレクラブsante (株式会社リハビリテーション コムラッド)	〒863-0032 天草市太田町20-1 IF 0969-23-5360	●			
こどもの医療発達支援センター Cuole (株式会社REROTTO)	〒863-0024 天草市川原町22-11 シャトレテラモト101 0969-33-9811	●	●		●
第2おひさま (NPO法人ワークショップ ひなたぼっこ)	〒863-1214 天草市河浦町久留字柿ノ戸 29番地5 0969-77-8057		●		
放課後等デイサービス事業所 ウイング 保育所等訪問支援事業所 ウイング (株式会社 ウイング)	〒863-0011 天草市北浜町2670-38 0969-23-9526		●	●	
児童支援事業所 ぱずれる (合同会社Passerelle)	〒863-0001 天草市本渡町広瀬214-11 0969-33-9755	●	●	●	
児童サポートセンター リンク (NPO法人 地域ふれあいホームリンク)	〒861-6403 天草市倉岳町宮田1152番地5 0969-52-5877		●		
放課後等デイサービス ここ (有限会社 Minato)	〒863-0011 天草市北浜町2682番地2 0969-22-0150		●		
児童発達サポートセンター はぐくみ (株式会社 学び舎)	〒863-0001 天草市本渡町広瀬161番地1 0969-33-9195	●	●	●	
保育所等訪問支援事業所 りとる (株式会社 もとこども)	〒863-0018 天草市浜崎町18-17 ヴィラローザ207 070-2023-3630			●	
こどもサポートセンター トライロ (営利法人 合同会社トライロ)	〒863-0023 天草市中央新町4番15号 0969-33-6887	●	●		
THE DAY (社会福祉法人 さくら保育園)	〒863-0002 天草市本渡町本戸馬場1027-9-1 0969-22-5344	●	●		
児童支援センター 放生 (営利法人 合同会社放生)	〒863-2507 天草郡苓北町富岡3278番地2 080-7835-2461		●		

※ 重症心身障がい児対象に●がついている事業所は、重症心身障がい児の受け入れも可能な事業所です。

※ 居宅訪問型児童発達支援は、令和8年5月末現在、天草市内に事業所はありません。

※ 天草市外の事業所の利用も可能です。詳しくは障がい児相談支援事業所(P3)にお尋ね下さい。

※ また、独立行政法人福祉医療機構の総合情報サイト(WAMNET)では全国の事業所の情報が閲覧できます。

障がい児相談支援

障がい児相談支援	障がい児支援利用援助	対象児の心身の状況等をアセスメント（評価）し、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障がい児支援利用計画案および障がい児支援利用計画の作成を行います。
	継続障がい児支援利用援助	支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、必要時には障がい児支援利用計画の見直しを行います。

■ 天草市・天草郡の障がい児相談支援事業所

事業所名 (法人名)	所在地 電話番号
相談支援事業所 ピースバイピース (特定非営利活動法人 ステップバイステップ)	〒863-0023 天草市中央新町6番13号 0969-66-9819
障がい者支援センターリンク (NPO法人 地域ふれあいホームリンク)	〒861-6403 天草市倉岳町宮田1152番地5 0969-52-5877
障がい者支援センター らいふ (NPO法人 福祉の里かわうら)	〒863-1214 天草市河浦町久留217番地2 0969-76-1351
相談支援事業所 なんかい (社会福祉法人 啓友会)	〒863-0006 天草市本町下河内1685番地1 0969-24-1456
相談支援事業所 CruToあまくさ (株式会社 REROTTO)	〒863-0003 天草市本渡町本渡2611番地4 0969-22-3363
ひまわり (NPO法人 ワークショップひなたぼっこ)	〒863-1901 天草市牛深町2286-103 天草市役所牛深支所3階 0969-77-8029
相談支援事業所 なごみ (一般社団法人 一期一会)	〒863-0014 天草市東浜町13番地8東浜ハイツ1階103号室 090-3377-7084
星光園相談支援事業所 ほほえみ (社会福祉法人 北斗会)	〒863-0049 天草市北原町9番32号 0969-23-3503
地域生活支援センター グリーン (社会福祉法人 あまくさ福祉会)	〒863-2171 天草市佐伊津町401番地5 0969-22-1770
障がい者支援センター 放生 (営利法人 合同会社放生)	〒863-2507 天草郡苓北町富岡3278番地2 070-4565-2252

利用の手続き

■ サービス利用の流れ

①障がい児相談支援事業所への相談

②申請

③調査

④障がい児支援利用計画案の作成

⑤支給決定

⑥サービス担当者会議

⑦障がい児支援利用計画の作成

⑧サービス利用の開始

⑨モニタリング

① サービスの利用を希望する方は、「障がい児相談支援事業所」(P3)に相談し、利用する「障がい児通所支援事業所」(P2)を決めます。

② 市に申請します。窓口は、本庁福祉課か各支所です。

③ 市は、保護者に対し「子どもさんの心身の状況」や「利用中の医療・保健・福祉サービス」等について聞き取り調査をします。

④ 市は、サービスの利用の申請をした方(保護者)に、「障がい児相談支援事業所」が作成する「障がい児支援利用計画案」の提出を求めます。保護者は「障がい児支援利用計画案」を「障がい児相談支援事業所」に作成してもらい、市に提出します。

⑤ 市は、提出された「障がい児支援利用計画案」や「勘案すべき事項」をふまえ、支給決定します。市が決定する内容は、サービスの種類と1か月に利用できるサービスの量(日/月)です。

障がい児通所支援は、国、県および市が利用料の9割を公費で助成しています。そのため適正な利用を管理する立場にある市が公費で助成することの可否を決定します。

⑥ 「障がい児相談支援事業所」は、支給決定された後に、子どもを支援している関係者を集めサービス担当者会議を開催します。

⑦ 「障がい児相談支援事業所」は、サービス担当者会議で検討した内容をふまえ、「障がい児支援利用計画」を作成します。

⑧ サービス利用が開始されます。

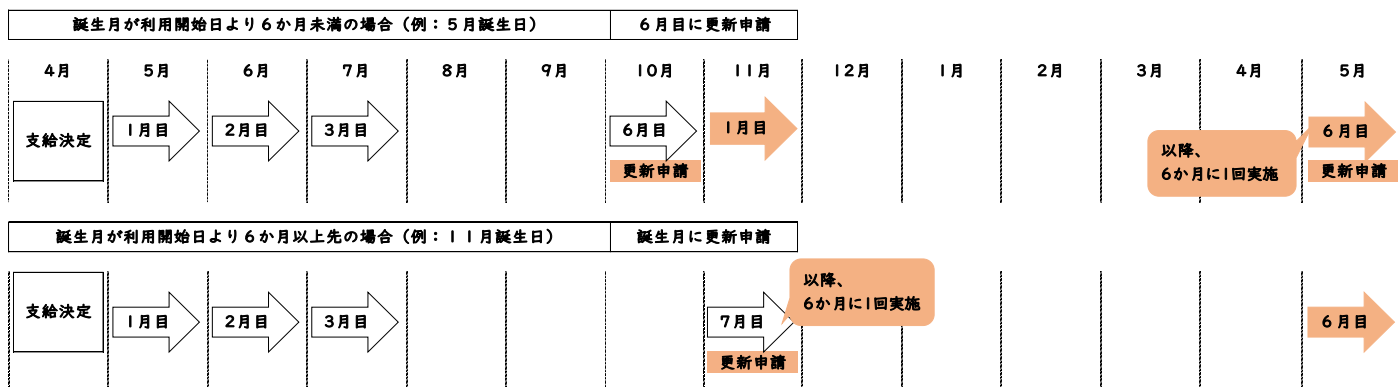
⑨ サービス等の利用状況の検証と計画の見直しのために期間を定めて「モニタリング」(計画の見直し等)が実施されます。

■ モニタリング

モニタリング実施期間は、利用者の状況等によって市が定める期間ごとに行われます。

標準的な期間としては、最初の3か月は毎月。その後、6か月に1回モニタリングを行います。但し、誕生月を考慮してモニタリング期間を定めているため、6か月より短い期間でモニタリングする場合があります。

※計画作成およびモニタリングのための面談・説明は、児および保護者の「居宅(自宅)」で行うこととなっています。



利用料

障がい児相談支援

■ 障がい児相談支援に要する費用は無料です

障がい児相談支援は、国、県および市が利用料の 10 割を公費で助成しています。

サービス内容	給付費（基本料金）	公費負担額	利用者負担額
障がい児支援利用援助	20,310円	20,310円	0円
継続障がい児支援利用援助	16,650円	16,650円	0円

※事業所の体制等によって基本料金は異なります。基本料金以外に加算がつく場合があります。

障がい児通所支援

■ 4月1日時点で3～5歳児（年少・年中・年長児）の障がい児通所支援の料金は無料です

内閣府が公表した「新しい経済政策パッケージ」において、子育て世代を応援するため、幼児教育が無償となりました。併せて年少、年中、年長の 3 年間、障がい児通所支援についても無償となりました。

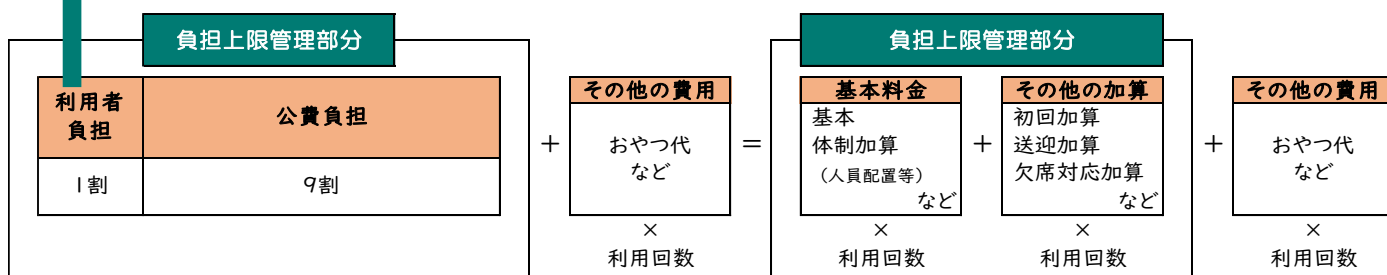
<具体的な対象の例> 無償化の対象となる期間は、「満 3 歳になって初めての 4 月 1 日から 3 年間」です。

時期	無償の対象児
令和8年4月1日～令和9年3月31日	誕生日が令和2年4月2日～令和5年4月1日までの子ども
令和9年4月1日～令和10年3月31日	誕生日が令和3年4月2日～令和6年4月1日までの子ども

■ 4月1日時点で0～2歳児（年少・年中・年長児以外）及び6～17歳の障がい児通所支援の料金は、所得に応じて負担上限月額が設定されています

区分	世帯の収入状況	負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般 1	市町村民税課税世帯（収入が概ね 890 万円以下の世帯）	4,600円
一般 2	上記以外	37,200円

（注）所得を判断する世帯の範囲は、保護者の属する住民基本台帳での世帯となります。



（注）基本料金は、事業所の種別や人員配置によって異なります。基本料金やその他の費用の詳細は、事業所毎に確認下さい。

■ 多子軽減制度があります

障がい児通所支援を利用している児と同一世帯に、保育園や幼稚園等に通園している児、または、障がい児通所支援を利用している児がいる場合、利用料が軽減される場合があります。詳しくは福祉課までお尋ねください。

■ 世帯で合算額が基準額を上回る場合は、高額障がい福祉サービス等給付費が支給されます

- 同一の世帯に障がい福祉サービスを利用する障がい者等が複数いる場合、障がい福祉サービスと介護保険法に基づく居宅サービス等を併用する障がい者等がいる場合などで、利用者負担の合計額が一定の額を超える場合には、高額障がい福祉サービス等給付費等を支給され負担が軽減されます。
- 障がい児が障害者総合支援法と児童福祉法のサービスを併せて利用している場合は、利用者負担額の合算が、それぞれのいずれか高い額を超えた部分について、高額障がい福祉サービス等給付費等が支給されます（償還払いの方法によります）。

※ 世帯に障がい児が複数いる場合でも、合算した負担額が一人分の負担額と同様になるように軽減します。

- 補装具に係る利用者負担も合算軽減が図られています。ただし、自立支援医療、療養介護医療、肢体不自由児通所医療及び障がい児入所医療に係る利用者負担については、合算の対象外とされています。
- 障がい者の場合は、障がい者と配偶者の世帯で、障がい福祉サービスの負担額（介護保険も併せて利用している場合は、介護保険の負担額も含む）の合算額が基準額を超える場合は、高額障がい福祉サービス等給付費が支給されます（償還払いの方法によります）。

MEMO

